



—— ご利用規定集 ——

LINES

学ぶチカラを、未来のチカラに

「ネットワーク図鑑」ご利用規定

株式会社グレートインターナショナル

ご利用規定

- ・「ネットワーク図鑑」は株式会社グレートインターナショナルの著作物です。
- ・本作品に含まれる写真、動画、音声などの素材に関しては、それぞれの素材を創作及び制作した写真家、制作者、演奏家などが著作権を有しています。
- ・本作品は日本国著作権法令および国際条約によって保護されています。
- ・本作品の全部または一部を著作者に無断で複製・頒布・改変などすると法令により処罰されることがありますので、ご注意ください。

年 月 日

東京都港区虎ノ門4-2-12
株式会社グレートインターナショナル
代表取締役 竹井 泰弘

「プロジェクタ教材」ご利用規定

株式会社グレートインターナショナル

ご利用規定

- ・「プロジェクト教材 中学校理科」「プロジェクト教材 小学校理科」「プロジェクト教材 小学校算数」は株式会社グレートインターナショナルの著作物です。
- ・本作品に含まれる写真、動画、音声などの素材に関しては、それぞれの素材を創作及び制作した写真家、制作者、演奏家などが著作権を有しています。
- ・本作品は日本国著作権法令および国際条約によって保護されています。
- ・本作品の全部または一部を著作者に無断で複製・頒布・改変などすると法令により処罰されることがありますので、ご注意ください。

年 月 日

東京都港区虎ノ門4-2-12
株式会社グレートインターナショナル
代表取締役 竹井 泰弘

「PC 教育素材集」ご利用規定

チエルコミュニケーションブリッジ株式会社

『PC 教育素材集』ご利用規定

本ご利用規定は、チエルコミュニケーションブリッジ株式会社（以下「弊社」といいます）の提供するコンテンツ「PC 教育素材集」（以下「本製品」といいます）をご利用いただく際の、利用者と弊社との間の一切の關係に適用されます。

第1条（定義）

本ご利用規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下の通りとします。

- （1） 「本サービス」とは、本製品を利用したネットワークサービスをいいます。
- （2） 「利用者」とは、本規定を承諾の上本サービスをご利用されるお客様をいいます。

第2条（利用者）

利用者は、本規定に従って、本サービスをご利用いただくものとします。

第3条（使用許諾）

- （1） 利用者は、学校内教育に使用する目的以外に本製品の転載、複製、模倣、販売等を行うことができません。
- （2） 利用者は、学校内教育に使用する場合本製品の転載、複製を行うことができます。
- （3） 先生が研究授業等で外部に公開する場合も（2）と同様とします。

第4条（対価）

利用者は弊社に対して、本製品の使用許諾の対価として、弊社が定める料金を所定の方法で支払うものとします。

第5条（期間）

- （1） 本契約の期間は、別途定める契約書に記すものとします。
- （2） 本契約終了後に置いても、第7条以降の規定はなお有効なものとして存続するものとします。

第6条（解除）

契約者および利用者により下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、弊社は何らの通知催告をせず、直ちに本使用許諾を解除し、終了できるものとします。

- （1） 本利用規程に定める条項に違反した場合。

- (2) 支払い停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、または、その恐れがあると認められる相当の理由がある場合。

第7条（守秘義務）

弊社ならびに契約者及び利用者は、本使用許諾に関して知り得た相手方の取引等に関する全ての情報を、相手側の書面による承諾無くして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第8条（譲渡禁止）

弊社ならびに契約者及び利用者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

第10条（管轄）

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

「ニューワイド学習百科事典 for e ライブラリ」ご利用規定

株式会社 Gakken

「ニューワイド学習百科事典 for e ライブラリ」 ご利用規定

本ご利用規定は、株式会社 Gakken（以下「弊社」という）が提供する「ニューワイド学習百科事典 for e ライブラリ」（以下「本製品」という）をご利用いただく際の、利用者と弊社との間の一切の關係に適用されます。

第1条（定義）

本ご利用規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、本製品を利用した学校向けネットワークサービスをいいます。
- (2) 「本製品」とは、本サービスにおいて弊社が提供する「ニューワイド学習百科事典 for e ライブラリ」をいいます。
- (3) 「利用者」とは、本ご利用規定の内容を承諾の上、本サービスをご利用されるお客様をいいます。

第2条（利用許諾）

弊社は利用者に対し、本ご利用規定により本製品の利用を許諾します。

第3条（本製品の内容）

弊社が提供する本製品の内容は、本ご利用規定第1条に記載のとおりとします。弊社は、必要に応じて本製品の内容を追加、変更、中止できるものとします。

第4条（著作権）

本製品の著作権は弊社に帰属します。

- 2 本製品についてバックアップを目的とする場合以外に、弊社に無断で転載、複製、模倣、販売等を行うことはできません。

第5条（保証）

弊社は利用者に対し、本製品が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく、かつ合法的なものであることを保証します。

第6条（期間）

第2条の利用許諾の期間は、本サービスの利用許諾期間と同一とします。

本利用許諾の終了後においても、第4条、第5条、第9条、第10条、第13条の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

第7条（解除）

利用者に下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、弊社は何らの通知催告を要せず、直ちに本利用許諾を解除し、終了できるものとします。

- (1) 本ご利用規定に定める条項に違反した場合。
- (2) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、または、その恐れがあると

認められる相当の理由がある場合。

第8条（サービスの保守）

弊社は、本サービスの稼働状況を良好に保つために、以下の場合において本サービスを中断もしくは中止できるものとします。

- (1) 本サービス用設備の定期保守および緊急保守、工事等を実施する場合。
- (2) 障害、停電、天災等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合。その他一時的な中断が必要と判断した場合。

2 弊社は原則として、前項の規定により本サービスの運営を中断もしくは中止する場合は、予めその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第9条（遵守事項）

利用者は以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 商業活動に利用しないこと。
- (2) 不正な目的を持って利用しないこと。
- (3) 弊社が提供する情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと。
- (4) 海外に持ち出さないこと。

2 利用者は、その責任において第4条の規定を遵守するものとします。

3 利用者が本条第1項1号および同第2号に違反し、弊社が損害を被った場合には、利用者は弊社に対し、全損害額を賠償するものとします。

第10条（守秘義務）

弊社ならびに利用者は、本利用許諾に関して知り得た相手方の取引等に関する全ての情報を、相手方の書面による承諾無くして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第11条（権利義務譲渡禁止）

利用者は、本サービスの利用契約上の地位ならびに権利及び義務を弊社の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第12条（協議）

本ご利用規定に定めのない事項、または本ご利用規定について解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

第13条（管轄裁判所）

本ご利用規定により生じた紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

「100 ますけいさん」ご利用規程

株式会社小学館

『100 ますけいさん』 ご利用規定

株式会社小学館（以下「弊社」という）は、この『100 ますけいさん』（以下「契約製品」という）ご利用規定により、インターネットおよびイントラネット上での『100 ますけいさん』サービス（以下「本サービス」という）を提供致します。

第1条 （定義）

本ご利用規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下の通りとします。

- (1) 契約製品とは、弊社が提供する学校向けネットワークサービスであり、主に下記サービスを行うものです。
 - ① フラッシュにより作成された、100 ます計算練習ソフト
- (2) 「契約者」とは、本ご利用規定の内容を承諾の上、弊社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、弊社が本サービスの利用を承認して登録の手続きを完了した対象者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、第2条により弊社が本サービスの利用を認めた契約者に所属する先生、生徒等とします。

第2条 （利用許諾）

この契約により本サービスの利用が許諾されます。

第3条 （サービスの内容）

弊社が提供する契約製品のサービス内容は、本ご利用規定第1条に記載の通りとします。弊社は、必要に応じて契約製品のサービス内容を追加、変更、中止できるものとします。

第4条 （業務委託）

弊社は、契約製品の利用申し込み書類の受渡、料金回収及びこれに関連する業務をラインズ株式会社及びラインズ株式会社が契約している販売店（以下「代理店」という）に委託します。代理店を通じて申し込みを行った利用者は、代理店への本第4条の業務委託に同意するものとします。

第5条 （著作権）

1. 契約製品が提供する情報の著作権は弊社に帰属します。
2. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する目的以外に、契約製品が提供する情報の転載、複製、模倣、販売等を行うことはできません。
3. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する場合、転載、複製を行うことができます。

第6条 (保証)

弊社は契約者に対し、契約製品が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証します。

第7条 (対価)

契約者は弊社に対し、契約製品の利用許諾の対価として、弊社が定める料金を所定の方法で支払うものとします。

弊社は、契約者の承諾なく、利用料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。契約者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続きで支払うものとします。但し、料金の改定の場合、弊社は契約者に対し相当な手段で事前に通知するものとし、本契約の更新時より適用されるものとします。

第8条 (期間)

本契約の期間は、別途定める契約書に記すものとします。

契約者が解約を希望されるときには、契約満了日の3ヶ月前までに、所定の手続きによりライズ株式会社または代理店に届け出るものとします。

解約される契約者から既に支払い済となった利用料金等は、一切払い戻しいたしません。

本契約終了後においても、第5条、第6条、第13条、第14条、第17条の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

第9条 (解除)

弊社ならびに契約者は、相手方に対し解除の意思表示を書面にて行うものとします。当該書面による通知が、相手方またはその代表者の所在不明等により送達されなかった場合は、その発送の日から14日を経過した日に、解除の意思表示が到達したものとします。

前項の規定に拘わらず、相手方に下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除し、終了することができるものとします。

- (1) 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合。
- (2) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合。

第10条 (環境整備)

ライズ株式会社ならびに契約者は、「100ますけいさん」の運用に必要な環境整備について自己の責任においてこれを管理し、良好な状態を保つ義務を負うものとします。

第11条 (サービスの保守)

1. ライズ株式会社もしくは契約者は、「100ますけいさん」の稼働状態を良好に保つために、以下の場合においてサービスを中断もしくは中止できるものとします。

- (1) サービス用設備の定期保守および緊急保守、工事等を実施する場合。
- (2) 障害、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供ができなくなった場合。

- (3) その他一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2. ラインズ株式会社もしくは契約者は原則として、前項の規定によりサービスの運営を中断もしくは中止する場合は、予めその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第12条（遵守事項）

- 1. 契約者および利用者は以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 商業活動に利用しないこと。
 - (2) 不正な目的を持って利用しないこと。
 - (3) 弊社が提供する情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと。
- 2. 契約者および利用者は、その責任において第5条の規定を遵守するものとします。
- 3. 契約者および利用者が前項1. 及び2. の規定に違反することにより、弊社が損害を被った場合には、契約者は弊社に対し、全損害額を賠償するものとします。

第13条（守秘義務）

弊社ならびに契約者および利用者は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第14条（権利義務譲渡禁止）

弊社ならびに契約者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第15条（不当転売/転用防止）

- 1. 契約者は、自らまたは利用者が契約製品の全部もしくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせもしくは他の製品の一部として、直接または間接に、次の号に該当する取り扱いをする場合には、弊社の文書による事前の同意を得るものとします。
 - ① 輸出するとき
 - ② 海外に持ち出すとき
 - ③ 非居住者へ提供するときただし、契約製品の内弊社が特に本項の定めに該当しない旨文書で契約者に通知した製品については、この限りではありません。
- 2. 契約者または利用者は、弊社の同意を得て前項の各号に該当する取り扱いをする契約製品のうち、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定の種類の貨物」及び「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規及び必要に応じ米国輸出管理法等外国の輸出関連法規に定める手続きをとるものとします。
- 3. 契約者は利用者に前項の定めを遵守させるものとします。

第16条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、弊社ならびに契約者間の文書による合意がない限り効力を生じません。

第17条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

第18条（管轄）

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

「100 題わり算」ご利用規程

株式会社小学館

『100題わり算』ご利用規定

株式会社小学館（以下「弊社」という）は、この『100題わり算』（以下「契約製品」という）ご利用規定により、インターネットおよびイントラネット上での『100題わり算』サービス（以下「本サービス」という）を提供致します。

第1条 （定義）

本ご利用規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下の通りとします。

- (1) 契約製品とは、弊社が提供する学校向けネットワークサービスであり、主に下記サービスを行うものです。
 - ① フラッシュにより作成された、わり算計算練習ソフト
- (2) 「契約者」とは、本ご利用規定の内容を承諾の上、弊社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、弊社が本サービスの利用を承認して登録の手続きを完了した対象者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、第2条により弊社が本サービスの利用を認めた契約者に所属する先生、生徒等とします。

第2条 （利用許諾）

この契約により本サービスの利用が許諾されます。

第3条 （サービスの内容）

弊社が提供する契約製品のサービス内容は、本ご利用規定第1条に記載の通りとします。弊社は、必要に応じて契約製品のサービス内容を追加、変更、中止できるものとします。

第4条 （業務委託）

弊社は、契約製品の利用申し込み書類の受渡、料金回収及びこれに関連する業務をラインズ株式会社及びラインズ株式会社が契約している販売店（以下「代理店」という）に委託します。代理店を通じて申し込みを行った利用者は、代理店への本第4条の業務委託に同意するものとします。

第5条 （著作権）

1. 契約製品が提供する情報の著作権は弊社に帰属します。
2. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する目的以外に、契約製品が提供する情報の転載、複製、模倣、販売等を行うことはできません。
3. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する場合、転載、複製を行うことができます。

第6条 (保証)

弊社は契約者に対し、契約製品が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証します。

第7条 (対価)

契約者は弊社に対し、契約製品の利用許諾の対価として、弊社が定める料金を所定の方法で支払うものとします。

弊社は、契約者の承諾なく、利用料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。契約者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続きで支払うものとします。但し、料金の改定の場合、弊社は契約者に対し相当な手段で事前に通知するものとし、本契約の更新時より適用されるものとします。

第8条 (期間)

本契約の期間は、別途定める契約書に記すものとします。

契約者が解約を希望されるときには、契約満了日の3ヶ月前までに、所定の手続きによりライズ株式会社または代理店に届け出るものとします。

解約される契約者から既に支払い済となった利用料金等は、一切払い戻しいたしません。

本契約終了後においても、第5条、第6条、第13条、第14条、第17条の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

第9条 (解除)

弊社ならびに契約者は、相手方に対し解除の意思表示を書面にて行うものとします。当該書面による通知が、相手方またはその代表者の所在不明等により送達されなかった場合は、その発送の日から14日を経過した日に、解除の意思表示が到達したものとします。

前項の規定に拘わらず、相手方に下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除し、終了することができるものとします。

- (1) 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合。
- (2) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合。

第10条 (環境整備)

ライズ株式会社ならびに契約者は、「100題わり算」の運用に必要な環境整備について自己の責任においてこれを管理し、良好な状態を保つ義務を負うものとします。

第 11 条 (サービスの保守)

1. ラインズ株式会社もしくは契約者は、「100 題わり算」の稼働状態を良好に保つために、以下の場合においてサービスを中断もしくは中止できるものとします。
 - (1) サービス用設備の定期保守および緊急保守、工事等を実施する場合。
 - (2) 障害、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) その他一時的な中断が必要と判断した場合。
2. ラインズ株式会社もしくは契約者は原則として、前項の規定によりサービスの運営を中断もしくは中止する場合は、予めその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第 12 条 (遵守事項)

1. 契約者および利用者は以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 商業活動に利用しないこと。
 - (2) 不正な目的を持って利用しないこと。
 - (3) 弊社が提供する情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと。
2. 契約者および利用者は、その責任において第 5 条の規定を遵守するものとします。
3. 契約者および利用者が前項 1. 及び 2. の規定に違反することにより、弊社が損害を被った場合には、契約者は弊社に対し、全損害額を賠償するものとします。

第 13 条 (守秘義務)

弊社ならびに契約者および利用者は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第 14 条 (権利義務譲渡禁止)

弊社ならびに契約者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第 15 条 (不当転売/転用防止)

1. 契約者は、自らまたは利用者が契約製品の全部もしくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせもしくは他の製品の一部として、直接または間接に、次の号に該当する取り扱いをする場合には、弊社の文書による事前の同意を得るものとします。
 - ① 輸出するとき
 - ② 海外に持ち出すとき
 - ③ 非居住者へ提供するときただし、契約製品の内弊社が特に本項の定めに該当しない旨文書で契約者に通知した製品については、この限りではありません。

2. 契約者または利用者は、弊社の同意を得て前項の各号に該当する取り扱いをする契約製品のうち、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定の種類の貨物」及び「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規及び必要に応じ米国輸出管理法等外国の輸出関連法規に定める手続きをとるものとします。
3. 契約者は利用者に前項の定めを遵守させるものとします。

第 16 条 （契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、弊社ならびに契約者間の文書による合意がない限り効力を生じません。

第 17 条 （協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

第 18 条 （管轄）

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

「中学校プリントパック」ご利用規定

教育開発出版株式会社

『中学校プリントパック』ご利用規定

教育開発出版株式会社とライズ株式会社は、この『中学校プリントパック』（以下「契約製品」という）ご利用規定により、インターネット及びイントラネット上での「契約製品」サービス(以下「本サービス」という)を提供致します。

第1条（本ご利用規定ならびに本契約製品の定義）

本ご利用規定ならびに本契約製品について、以下の通り定義致します。

- (1) 契約製品とは学校向けネットワークサービスであり、主に下記サービスを行うものです。
 - ① 「中学校単元別単元プリント」：PDF データによる国語・数学・理科 1 分野・理科 2 分野・地理・歴史・公民・英語各教科単元別のプリント配信
 - ② 「高校入試模擬試験」：PDF データによる高校入試模擬テスト 6 回分のプリント配信
 - ③ 「中学 全国学力調査対応 思考力問題」：PDF データによる国語・数学・英語各教科 6 回分のプリント配信
 - ④ 「全国高校入試問題」：PDF データ及び Word データによる過去 3 年分の全国高校入試問題プリント配信
 - ⑤ 「全国高校入試問題DB」：PDF データ及び Word データによる過去 5 年分の全国高校入試問題プリント配信
- (2) 上記(1)項のうち、「中学校単元別プリント」と「高校入試模擬試験」「中学 全国学力調査対応 思考力問題」は教育開発出版株式会社が、「全国高校入試問題」と「全国高校入試問題DB」はライズ株式会社が提供致します。但し、本サービスは上記(1)項の各サービスをライズ株式会社が一括して提供致します。
- (3) 本ご利用規定において特に但し書きがない限り、各条項は教育開発出版株式会社ならびにライズ株式会社共通のものとしします。

第2条（用語の定義）

本ご利用規定において各号に掲げる用語の意味は、以下の通りとしします。

- (1) 「契約者」とは、本ご利用規定の内容を承諾の上、所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、両社が本サービスの利用を承認して登録の手続きを完了した対象者をいいます。
- (2) 「利用者」とは、第2条により両社が本サービスの利用を認めた契約者に所属する先生、生徒等としします。

(3) 「両社」とは、教育開発出版株式会社ならびにライنز株式会社を指すこととします。

第3条 (利用許諾)

この契約により本サービスの利用が許諾されます。

第4条 (サービスの内容)

両社が提供する契約製品のサービス内容は、本ご利用規定第1条に記載の通りとします。両社は、必要に応じて契約製品のサービス内容を追加、変更、中止できるものとします。

第5条 (業務委託)

教育開発出版株式会社は、契約製品の利用申し込み書類の受渡、料金回収及びこれに関連する業務をライنز株式会社ならびにライنز株式会社が契約している販売店(以下「代理店」という)に委託します。代理店を通じて申し込みを行った利用者は、代理店への本第5条の業務委託に同意するものとします。

第6条 (著作権)

1. 契約製品が提供する情報のうち、「中学校単元別プリント」と「高校入試模擬試験」「中学全国学力調査対応 思考力問題」の著作権は教育開発出版株式会社に帰属します。
2. 契約製品が提供する情報のうち、「全国高校入試問題」と「全国高校入試問題DB」の著作権はライنز株式会社に帰属します。
3. 契約者及び利用者は、学校内教育に使用する目的以外に、契約製品が提供する情報の転載、複製、模倣、販売等を行うことはできません。
4. 契約者及び利用者は、学校内教育に使用する場合、転載、複製を行うことができます。

第7条 (保証)

両社は契約者に対し、契約製品が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証します。

第8条 (対価)

契約者は両社に対し、契約製品の利用許諾の対価として、両社が定める料金を所定の方法で支払うものとします。

両社は、契約者の承諾なく、利用料金の改定または部分的変更を行うことができます。契約者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続きで支払うもの

とします。但し、料金の改定の場合、両社は契約者に対し相当な手段で事前に通知するものとし、本契約の更新時より適用されるものとし、

第9条（期間）

本契約の期間は、別途定める契約書に記すものとし、

契約者が解約を希望されるときには、契約満了日の3ヶ月前までに、所定の手続きによりライズ株式会社または代理店に届け出るものとし、

解約される契約者から既に支払い済となった利用料金等は、一切払い戻しは致しません。

本契約終了後においても、第6条、第7条、第14条、第15条、第18条の規定は、尚有効なものとして存続するものとし、

第10条（解除）

両社ならびに契約者は、相手方に対し解除の意思表示を書面にて行うものとし、当該書面による通知が、相手方またはその代表者の所在不明等により送達されなかった場合は、その発送の日から14日を経過した日に、解除の意思表示が到達したものとし、

前項の規定に拘わらず、相手方に下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除し、終了することができるものとし、

- (1) 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合。
- (2) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合。

第11条（環境整備）

ライズ株式会社ならびに契約者は、「契約製品」の運用に必要な環境整備について自己の責任においてこれを管理し、良好な状態を保つ義務を負うものとし、

第12条（サービスの保守）

1. ライズ株式会社もしくは契約者は、「契約製品」の稼動状態を良好に保つために、以下の場合においてサービスを中断もしくは中止できるものとし、
 - (1) サービス用設備の定期保守及び緊急保守、工事等を実施する場合。
 - (2) 障害、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) その他一時的な中断が必要と判断した場合。
2. ライズ株式会社もしくは契約者は原則として、前項の規定によりサービスの運営を中断もしくは中止する場合は、予めその旨を利用者に通知するものとし、但し、緊急の

場合はこの限りではありません。

第13条（遵守事項）

1. 契約者及び利用者は以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 商業活動に利用しないこと。
 - (2) 不正な目的を持って利用しないこと。
 - (3) 両社が提供する情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと。
2. 契約者及び利用者は、その責任において第6条の規定を遵守するものとします。
3. 契約者及び利用者が前項1. 及び2. の規定に違反することにより、両社が損害を被った場合には、契約者は両社に対し、全損害額を賠償するものとします。

第14条（守秘義務）

両社ならびに契約者及び利用者は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第15条（権利義務譲渡禁止）

両社ならびに契約者は、本契約上の地位ならびに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第16条（不当転売／転用防止）

1. 契約者は、自らまたは利用者が契約製品の全部もしくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせもしくは他の製品の一部として、直接または間接に、次の号に該当する取り扱いをする場合には、両社の文書による事前の同意を得るものとします。
 - (1) 輸出するとき。
 - (2) 海外に持ち出すとき。
 - (3) 非居住者へ提供するとき。但し、契約製品のうち両社が特に本項の定めにより該当しない旨文書で契約者に通知した製品については、この限りではありません。
2. 契約者または利用者は、両社の同意を得て前項の各号に該当する取り扱いをする契約製品のうち、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定の種類の貨物」及び「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規及び必要に応じ米国輸出管理法等外国の輸出関連法規に定める手続きをとるものとします。

3. 契約者は利用者に前項の定めを遵守させるものとします。

第17条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、両社ならびに契約者間の文書による合意がない限り効力を生じません。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について解釈を異にした事項については双方誠意を持って友好的に協議の上解決するものとします。

第19条（管轄）

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所を持って第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

「小学校プリントパック」ご利用規定

教育開発出版株式会社

『小学校プリントパック』ご利用規定

教育開発出版株式会社とライonz株式会社は、この『小学校プリントパック』（以下「契約製品」という）ご利用規定により、インターネット及びイントラネット上での「契約製品」サービス(以下「本サービス」という)を提供致します。

第1条（本ご利用規定ならびに本契約製品の定義）

本ご利用規定ならびに本契約製品について、以下の通り定義致します。

- (1) 契約製品とは学校向けネットワークサービスであり、主に下記サービスを行うものです。
 - ① 「小学校単元別プリント」：PDF データによる国語・算数・理科・社会各教科単元別のプリント配信
 - ② 「小学 全国学力調査対応 思考力問題」：PDF データによる国語・算数各教科 4 回分のプリント配信
 - ③ 「宿題プリント」：PDF データによる国語・算数のプリント配信
 - ④ 「強化プリント」：PDF データによる国語・算数・理科・社会のプリント配信
- (2) 上記(1)項のうち、「小学校単元別プリント」「小学 全国学力調査対応 思考力問題」は教育開発出版株式会社、「宿題プリント」と「強化プリント」は株式会社小学館が提供致します。但し、本サービスは上記(1)項の各サービスをライonz株式会社が一括して提供致します。
- (3) 本ご利用規定において特に但し書きがない限り、各条項は教育開発出版株式会社ならびにライonz株式会社共通のものとしします。

第2条（用語の定義）

本ご利用規定において各号に掲げる用語の意味は、以下の通りとしします。

- (1) 「契約者」とは、本ご利用規定の内容を承諾の上、所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、両社が本サービスの利用を承認して登録の手続きを完了した対象者をいいます。
- (2) 「利用者」とは、第2条により両社が本サービスの利用を認めた契約者に所属する先生、生徒等としします。
- (3) 「両社」とは、教育開発出版株式会社ならびにライonz株式会社を指すこととしします。

第3条（利用許諾）

この契約により本サービスの利用が許諾されます。

第4条（サービスの内容）

両社が提供する契約製品のサービス内容は、本ご利用規定第1条に記載の通りとします。両社は、必要に応じて契約製品のサービス内容を追加、変更、中止できるものとします。

第5条（業務委託）

教育開発出版株式会社は、契約製品の利用申し込み書類の受渡、料金回収及びこれに関連する業務をライズ株式会社ならびにライズ株式会社が契約している販売店（以下「代理店」という）に委託します。代理店を通じて申し込みを行った利用者は、代理店への本第5条の業務委託に同意するものとします。

第6条（著作権）

1. 契約製品が提供する情報のうち、「小学校単元別プリント」「小学 全国学力調査対応 思考力問題」の著作権は教育開発出版株式会社に帰属します。
2. 契約製品が提供する情報のうち、「宿題プリント」と「強化プリント」の著作権は株式会社小学館に帰属します。
3. 契約者及び利用者は、学校内教育に使用する目的以外に、契約製品が提供する情報の転載、複製、模倣、販売等を行うことはできません。
4. 契約者及び利用者は、学校内教育に使用する場合、転載、複製を行うことができます。

第7条（保証）

両社は契約者に対し、契約製品が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証します。

第8条（対価）

契約者は両社に対し、契約製品の利用許諾の対価として、両社が定める料金を所定の方法で支払うものとします。

両社は、契約者の承諾なく、利用料金の改定または部分的変更を行うことができます。契約者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続きで支払うものとします。但し、料金の改定の場合、両社は契約者に対し相当な手段で事前に通知するものとし、本契約の更新時より適用されるものとします。

第9条（期間）

本契約の期間は、別途定める契約書に記すものとします。

契約者が解約を希望されるときには、契約満了日の3ヶ月前までに、所定の手続きによりライズ株式会社または代理店に届け出るものとします。

解約される契約者から既に支払い済となった利用料金等は、一切払い戻しは致しません。

本契約終了後においても、第6条、第7条、第14条、第15条、第18条の規定は、尚有効なものとして存続するものとします。

第10条（解除）

両社ならびに契約者は、相手方に対し解除の意思表示を書面にて行うものとします。当該書面による通知が、相手方またはその代表者の所在不明等により送達されなかった場合は、その発送の日から14日を経過した日に、解除の意思表示が到達したものとします。

前項の規定に拘わらず、相手方に下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除し、終了することができるものとします。

- (1) 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合。
- (2) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合。

第11条（環境整備）

ライズ株式会社ならびに契約者は、「契約製品」の運用に必要な環境整備について自己の責任においてこれを管理し、良好な状態を保つ義務を負うものとします。

第12条（サービスの保守）

1. ライズ株式会社もしくは契約者は、「契約製品」の稼動状態を良好に保つために、以下の場合においてサービスを中断もしくは中止できるものとします。
 - (1) サービス用設備の定期保守及び緊急保守、工事等を実施する場合。
 - (2) 障害、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) その他一時的な中断が必要と判断した場合。
2. ライズ株式会社もしくは契約者は原則として、前項の規定によりサービスの運営を中断もしくは中止する場合は、予めその旨を利用者に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。

第13条（遵守事項）

1. 契約者及び利用者は以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 商業活動に利用しないこと。
 - (2) 不正な目的を持って利用しないこと。
 - (3) 両社が提供する情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと。
2. 契約者及び利用者は、その責任において第6条の規定を遵守するものとします。
3. 契約者及び利用者が前項1. 及び2. の規定に違反することにより、両社が損害を被った場合には、契約者は両社に対し、全損害額を賠償するものとします。

第14条（守秘義務）

両社ならびに契約者及び利用者は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第15条（権利義務譲渡禁止）

両社ならびに契約者は、本契約上の地位ならびに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第16条（不当転売／転用防止）

1. 契約者は、自らまたは利用者が契約製品の全部もしくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせもしくは他の製品の一部として、直接または間接に、次の号に該当する取り扱いをする場合には、両社の文書による事前の同意を得るものとします。
 - (1) 輸出するとき。
 - (2) 海外に持ち出すとき。
 - (3) 非居住者へ提供するとき。但し、契約製品のうち両社が特に本項の定めで該当しない旨文書で契約者に通知した製品については、この限りではありません。
2. 契約者または利用者は、両社の同意を得て前項の各号に該当する取り扱いをする契約製品のうち、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定の種類の貨物」及び「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規及び必要に応じ米国輸出管理法等外国の輸出関連法規に定める手続きをとるものとします。
3. 契約者は利用者に前項の定めを遵守させるものとします。

第17条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、両社ならびに契約者間の文書による合意がない限り効力を生じません。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について解釈を異にした事項については双方誠意を持って友好的に協議の上解決するものとします。

第19条（管轄）

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所を持って第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

「小学館スクールナレッジ」ご利用規定

株式会社小学館

「小学館スクールナレッジ」ご利用規定

株式会社小学館（以下「弊社」という）は、この『小学館スクールナレッジ』（以下「契約製品」という）ご利用規定により、インターネットおよびイントラネット上での「契約製品」サービス（以下「本サービス」という）を提供致します。

第1条 （定義）

本ご利用規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下の通りとします。

- (1) 契約製品とは、弊社が提供する学校向けネットワークサービスであり、主に下記サービスを行うものです。

○「契約製品」搭載のコンテンツ（「デジタルきっずジャポニカ」「ニッポニカ」等）の配信

- (2) 「契約者」とは、本ご利用規定の内容を承諾の上、弊社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、弊社が本サービスの利用を承認して登録の手続きを完了した対象者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、第2条により弊社が本サービスの利用を認めた契約者に所属する先生、生徒等とします。

第2条 （利用許諾）

この契約により本サービスの利用が許諾されます。

第3条 （サービスの内容）

弊社が提供する契約製品のサービス内容は、本ご利用規定第1条に記載の通りとします。弊社は、必要に応じて契約製品のサービス内容を追加、変更、中止できるものとします。

第4条 （業務委託）

弊社は、契約製品の利用申し込み書類の受渡、料金回収及びこれに関連する業務をラインズ株式会社及びラインズ株式会社が契約している販売店（以下「代理店」という）に委託します。代理店を通じて申し込みを行った利用者は、代理店への本第4条の業務委託に同意するものとします。

第5条 （著作権）

1. 契約製品が提供する情報の著作権は弊社に帰属します。
2. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する目的以外に、契約製品が提供する情報の転載、複製、模倣、販売等を行うことはできません。
3. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する場合、転載、複製を行うことができます。

第6条 (保証)

弊社は契約者に対し、契約製品が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証します。

第7条 (対価)

契約者は弊社に対し、契約製品の利用許諾の対価として、弊社が定める料金を所定の方法で支払うものとします。

弊社は、契約者の承諾なく、利用料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。契約者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続きで支払うものとします。但し、料金の改定の場合、弊社は契約者に対し相当な手段で事前に通知するものとし、本契約の更新時より適用されるものとします。

第8条 (期間)

本契約の期間は、別途定める契約書に記すものとします。

契約者が解約を希望されるときには、契約満了日の3ヶ月前までに、所定の手続きによりライズ株式会社または代理店に届け出るものとします。

解約される契約者から既に支払い済となった利用料金等は、一切払い戻しいたしません。

本契約終了後においても、第5条、第6条、第13条、第14条、第17条の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

第9条 (解除)

弊社ならびに契約者は、相手方に対し解除の意思表示を書面にて行うものとします。当該書面による通知が、相手方またはその代表者の所在不明等により送達されなかった場合は、その発送の日から14日を経過した日に、解除の意思表示が到達したものとします。

前項の規定に拘わらず、相手方に下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除し、終了することができるものとします。

- (1) 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合。
- (2) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化したまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合。

第10条 (環境整備)

ライズ株式会社ならびに契約者は、「契約製品」の運用に必要な環境整備について自己の責任においてこれを管理し、良好な状態を保つ義務を負うものとします。

第11条 (サービスの保守)

1. ライズ株式会社もしくは契約者は、「契約製品」の稼働状態を良好に保つために、以下の場合においてサービスを中断もしくは中止できるものとします。

- (1) サービス用設備の定期保守および緊急保守、工事等を実施する場合。
- (2) 障害、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (3) その他一時的な中断が必要と判断した場合。

2. ラインズ株式会社もしくは契約者は原則として、前項の規定によりサービスの運営を中断もしくは中止する場合は、予めその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第12条 (遵守事項)

1. 契約者および利用者は以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 商業活動に利用しないこと。
 - (2) 不正な目的を持って利用しないこと。
 - (3) 弊社が提供する情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと。
2. 契約者および利用者は、その責任において第5条の規定を遵守するものとします。
3. 契約者および利用者が前項1.及び2.の規定に違反することにより、弊社が損害を被った場合には、契約者は弊社に対し、全損害額を賠償するものとします。

第13条 (守秘義務)

弊社ならびに契約者および利用者は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第14条 (権利義務譲渡禁止)

弊社ならびに契約者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第15条 (不当転売/転用防止)

1. 契約者は、自らまたは利用者が契約製品の全部もしくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせもしくは他の製品の一部として、直接または間接に、次の号に該当する取り扱いをする場合には、弊社の文書による事前の同意を得るものとします。
 - ① 輸出するとき
 - ② 海外に持ち出すとき
 - ③ 非居住者へ提供するときただし、契約製品の内弊社が特に本項の定めに該当しない旨文書で契約者に通知した製品については、この限りではありません。
2. 契約者または利用者は、弊社の同意を得て前項の各号に該当する取り扱いをする契約製品のうち、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定の種類の貨物」及び「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規及び必要に応じ米国輸出管理法等外国の輸出関連法規に定める手続きをとるものとします。
3. 契約者は利用者に前項の定めを遵守させるものとします。

第 16 条 （契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、弊社ならびに契約者間の文書による合意がない限り効力を生じません。

第 17 条 （協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

第 18 条 （管轄）

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

以 上

「宿題プリント」及び「強化プリント」ご利用規程

株式会社小学館

『宿題プリント』及び『強化プリント』ご利用規定

株式会社小学館（以下「弊社」という）は、この『宿題プリント』及び『強化プリント』（以下「契約製品」という）ご利用規定により、インターネットおよびイントラネット上での「契約製品」サービス（以下「本サービス」という）を提供致します。

第1条 （定義）

本ご利用規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下の通りとします。

- (1) 契約製品とは、弊社が提供する学校向けネットワークサービスであり、主に下記サービスを行うものです。
○PDFデータによる算数・国語のプリント配信
- (2) 「契約者」とは、本ご利用規定の内容を承諾の上、弊社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、弊社が本サービスの利用を承認して登録の手続きを完了した対象者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、第2条により弊社が本サービスの利用を認めた契約者に所属する先生、生徒等とします。

第2条 （利用許諾）

この契約により本サービスの利用が許諾されます。

第3条 （サービスの内容）

弊社が提供する契約製品のサービス内容は、本ご利用規定第1条に記載の通りとします。
弊社は、必要に応じて契約製品のサービス内容を追加、変更、中止できるものとします。

第4条 （業務委託）

弊社は、契約製品の利用申し込み書類の受渡、料金回収及びこれに関連する業務をラインズ株式会社及びラインズ株式会社が契約している販売店（以下「代理店」という）に委託します。代理店を通じて申し込みを行った利用者は、代理店への本第4条の業務委託に同意するものとします。

第5条 （著作権）

1. 契約製品が提供する情報の著作権は弊社に帰属します。
2. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する目的以外に、契約製品が提供する情報の転載、複製、模倣、販売等を行うことはできません。
3. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する場合、転載、複製を行うことができます。

第6条 （保証）

弊社は契約者に対し、契約製品が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証します。

第7条 (対価)

契約者は弊社に対し、契約製品の利用許諾の対価として、弊社が定める料金を所定の方法で支払うものとします。

弊社は、契約者の承諾なく、利用料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。契約者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続きで支払うものとします。但し、料金の改定の場合、弊社は契約者に対し相当な手段で事前に通知するものとし、本契約の更新時より適用されるものとします。

第8条 (期間)

本契約の期間は、別途定める契約書に記すものとします。

契約者が解約を希望されるときには、契約満了日の3ヶ月前までに、所定の手続きによりライズ株式会社または代理店に届け出るものとします。

解約される契約者から既に支払い済となった利用料金等は、一切払い戻しいたしません。

本契約終了後においても、第5条、第6条、第13条、第14条、第17条の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

第9条 (解除)

弊社ならびに契約者は、相手方に対し解除の意思表示を書面にて行うものとします。当該書面による通知が、相手方またはその代表者の所在不明等により送達されなかった場合は、その発送の日から14日を経過した日に、解除の意思表示が到達したものとします。

前項の規定に拘わらず、相手方に下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除し、終了することができるものとします。

- (1) 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合。
- (2) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合。

第10条 (環境整備)

ライズ株式会社ならびに契約者は、「契約製品」の運用に必要な環境整備について自己の責任においてこれを管理し、良好な状態を保つ義務を負うものとします。

第11条 (サービスの保守)

1. ライズ株式会社もしくは契約者は、「契約製品」の稼働状態を良好に保つために、以下の場合においてサービスを中断もしくは中止できるものとします。
 - (1) サービス用設備の定期保守および緊急保守、工事等を実施する場合。
 - (2) 障害、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) その他一時的な中断が必要と判断した場合。
2. ライズ株式会社もしくは契約者は原則として、前項の規定によりサービスの運営を中断もしくは中止する場合は、予めその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第12条 (遵守事項)

1. 契約者および利用者は以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 商業活動に利用しないこと。
 - (2) 不正な目的を持って利用しないこと。
 - (3) 弊社が提供する情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと。
2. 契約者および利用者は、その責任において第5条の規定を遵守するものとします。
3. 契約者および利用者が前項1. 及び2. の規定に違反することにより、弊社が損害を被った場合には、契約者は弊社に対し、全損害額を賠償するものとします。

第13条 (守秘義務)

弊社ならびに契約者および利用者は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第14条 (権利義務譲渡禁止)

弊社ならびに契約者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第15条 (不当転売/転用防止)

1. 契約者は、自らまたは利用者が契約製品の全部もしくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせもしくは他の製品の一部として、直接または間接に、次の号に該当する取り扱いをする場合には、弊社の文書による事前の同意を得るものとします。
 - ① 輸出するとき
 - ② 海外に持ち出すとき
 - ③ 非居住者へ提供するときただし、契約製品の内弊社が特に本項の定めで該当しない旨文書で契約者に通知した製品については、この限りではありません。
2. 契約者または利用者は、弊社の同意を得て前項の各号に該当する取り扱いをする契約製品のうち、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定の種類の貨物」及び「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規及び必要に応じ米国輸出管理法等外国の輸出関連法規に定める手続きをとるものとします。
3. 契約者は利用者に前項の定めを遵守させるものとします。

第16条 (契約内容の変更)

本契約の修正・変更は、弊社ならびに契約者間の文書による合意がない限り効力を生じません。

第17条 (協議)

本契約に定めのない事項、または本契約について解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

第 18 条 （管轄）

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

「小学館の図鑑 NEO (デジタル版)」ご利用規定

株式会社小学館

「小学館の図鑑 NEO (デジタル版)」 ご利用規定

株式会社小学館（以下「弊社」という）は、この『小学館の図鑑 NEO (デジタル版)』（以下「契約製品」という）ご利用規定により、インターネットおよびイントラネット上での『小学館の図鑑 NEO (デジタル版)』サービス（以下「本サービス」という）を提供致します。

第1条 （定義）

本ご利用規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下の通りとします。

- (1) 契約製品とは、弊社が提供する学校向けネットワークサービスであり、主に下記サービスを行うものです。
 - ① デジタル図鑑コンテンツの配信
 - ② 学習指導要領に沿った「教科書メニュー」およびそれに関連する機能
- (2) 「契約者」とは、本ご利用規定の内容を承諾の上、弊社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、弊社が本サービスの利用を承認して登録の手続きを完了した対象者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、第2条により弊社が本サービスの利用を認めた契約者に所属する先生、生徒等とします。

第2条 （利用許諾）

この契約により本サービスの利用が許諾されます。

第3条 （サービスの内容）

弊社が提供する契約製品のサービス内容は、本ご利用規定第1条に記載の通りとします。弊社は、必要に応じて契約製品のサービス内容を追加、変更、中止できるものとします。

第4条 （業務委託）

弊社は、契約製品の利用申し込み書類の受渡、料金回収及びこれに関連する業務をラインズ株式会社及びラインズ株式会社が契約している販売店（以下「代理店」という）に委託します。代理店を通じて申し込みを行った利用者は、代理店への本第4条の業務委託に同意するものとします。

第5条 （著作権）

1. 契約製品が提供する情報の著作権は弊社に帰属します。
2. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する目的以外に、契約製品が提供する情報の転載、複製、模倣、販売等を行うことはできません。
3. 契約者および利用者は、学校内教育に使用する場合、転載、複製を行うことができます。

第6条 （保証）

弊社は契約者に対し、契約製品が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するも

のでなく、かつ、合法的なものであることを保証します。

第7条 (対価)

契約者は弊社に対し、契約製品の利用許諾の対価として、弊社が定める料金を所定の方法で支払うものとします。

弊社は、契約者の承諾なく、利用料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。契約者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続きで支払うものとします。但し、料金の改定の場合、弊社は契約者に対し相当な手段で事前に通知するものとし、本契約の更新時より適用されるものとします。

第8条 (期間)

本契約の期間は、別途定める契約書に記すものとします。

契約者が解約を希望されるときには、契約満了日の3ヶ月前までに、所定の手続きによりライズ株式会社または代理店に届け出るものとします。

解約される契約者から既に支払い済となった利用料金等は、一切払い戻しいたしません。

本契約終了後においても、第5条、第6条、第13条、第14条、第17条の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

第9条 (解除)

弊社ならびに契約者は、相手方に対し解除の意思表示を書面にて行うものとします。当該書面による通知が、相手方またはその代表者の所在不明等により送達されなかった場合は、その発送の日から14日を経過した日に、解除の意思表示が到達したものとします。

前項の規定に拘わらず、相手方に下記に定める事由のいずれかが発生した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除し、終了することができるものとします。

- (1) 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合。
- (2) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合。

第10条 (環境整備)

ライズ株式会社ならびに契約者は、「小学館の図鑑NEO(デジタル版)」の運用に必要な環境整備について自己の責任においてこれを管理し、良好な状態を保つ義務を負うものとします。

第11条 (サービスの保守)

1. ライズ株式会社もしくは契約者は、「小学館の図鑑NEO(デジタル版)」の稼働状態を良好に保つために、以下の場合においてサービスを中断もしくは中止できるものとします。

- (1) サービス用設備の定期保守および緊急保守、工事等を実施する場合。
- (2) 障害、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (3) その他一時的な中断が必要と判断した場合。

2. ライズ株式会社もしくは契約者は原則として、前項の規定によりサービスの運営を中

断もしくは中止する場合は、予めその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第12条 (遵守事項)

1. 契約者および利用者は以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 商業活動に利用しないこと。
 - (2) 不正な目的を持って利用しないこと。
 - (3) 弊社が提供する情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害しないこと。
2. 契約者および利用者は、その責任において第5条の規定を遵守するものとします。
3. 契約者および利用者が前項1.及び2.の規定に違反することにより、弊社が損害を被った場合には、契約者は弊社に対し、全損害額を賠償するものとします。

第13条 (守秘義務)

弊社ならびに契約者および利用者は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはなりません。

第14条 (権利義務譲渡禁止)

弊社ならびに契約者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第15条 (不当転売/転用防止)

1. 契約者は、自らまたは利用者が契約製品の全部もしくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせもしくは他の製品の一部として、直接または間接に、次の号に該当する取り扱いをする場合には、弊社の文書による事前の同意を得るものとします。
 - ① 輸出するとき
 - ② 海外に持ち出すとき
 - ③ 非居住者へ提供するときただし、契約製品の内弊社が特に本項の定め該当しない旨文書で契約者に通知した製品については、この限りではありません。
2. 契約者または利用者は、弊社の同意を得て前項の各号に該当する取り扱いをする契約製品のうち、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定の種類の貨物」及び「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規及び必要に応じ米国輸出管理法等外国の輸出関連法規に定める手続きをとるものとします。
3. 契約者は利用者に前項の定めを遵守させるものとします。

第16条 (契約内容の変更)

本契約の修正・変更は、弊社ならびに契約者間の文書による合意がない限り効力を生じません。

第 17 条 （協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

第 18 条 （管轄）

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

以 上

ライズeライブラリアドバンス ご利用規定集
発行：ライズ株式会社

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-20-15 高田馬場アクセス

012307 KEL25
